

災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業費補助(環境関連・補助)

事業の概要

■ 予算科目

(項) 河川等災害関連事業費

(目) 港湾施設災害関連事業費補助 (昭和29年度～)

■ 事業内容

港湾施設等の災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災を受けた港湾環境整備施設を原形に復旧する事業。

■ 事業主体

地方公共団体等

■ 補助率

1/2

■ 施行期間

災害発生年を含めて**3ヶ年**以内※

■ 採択基準及び採択限度額

(1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する港湾環境整備施設に係る工事であること。

(2) 1箇所の関連工事費が都道府県及び政令指定都市にあっては**400万円**以上、市町村にあっては**300万円**以上であること。※

※災害関連港湾環境整備施設災害復旧事業実施要領

(H7.2.28設置、H19.3.30最終改正)による。

環境関連事例

H16年災熊本県水俣港緑地
※台風18号により被災



緑地・パーゴラの被災



遊歩道・ボードウォークの被災